

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（1）品質・安全・改善情報の相互共有

当社は、品質トラブルや改善事例などを取引先と適宜共有し、双方の品質向上と安全性の確保につなげます。

共に「ミスのない工程づくり」を進め、信頼性の高い生産体制を構築します。

（2）業務フロー・フォーマットの標準化による生産性向上

注文書・仕様書・データ受渡し基準（PDF/X 等）について可能な範囲で共通化を進め、誤認・手戻りの防止を図ります。

また、校了～納品までの情報共有ルールを整理し、双方にとって効率的な業務プロセスを構築します。

（3）緊急時の相互支援体制の強化

設備トラブルや急な増産時には、規模・系列を問わず、可能な範囲で地域・同業他社との協力体制を構築し、納期確保と顧客信頼の維持に努めます。

（4）透明性ある契約・支払の実施

当社は、下請中小企業振興法の趣旨を踏まえ、契約内容や支払条件の明確化に努めます。

また、取引先の経営環境に配慮し、可能な範囲で早期支払等の負担軽減策を検討します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

なお、当社は下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある場合には、本基準の趣旨を踏まえ、適正な取引関係の構築に努めます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費や

エネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

当社は、下請代金について可能な限り現金で支払います。

手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担としません。また、支払サイトは60日以内とします。

(手形等には一括決済方式及び電子記録債権を含みます。)

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

当社は、取引先が働き方改革に対応できるよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。

災害時等においては、取引上一方的な負担を下請事業者に押し付けないよう配慮し、事業再開時には、可能な限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- 直接の取引先だけでなく、サプライチェーンの更に先まで価格転嫁が適切に行われるよう、価格決定方針を明確にし、必要な情報を関係者へ発信します。
- 当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、取引先に対してパートナーシップ構築宣言の趣旨を普及し、より良い取引慣行の定着を推進します。
- 「約束手形の利用廃止」に向け、現金払いや電子記録債権への移行を段階的に進めます。

2025年12月5日

株式会社荒川印刷

代表取締役社長 平井 譲顕